

令和7年度 佐渡市児童クラブ入会募集要項

保護者の仕事や病気などの理由により、放課後の家庭において保育を受けられない小学生は、放課後児童クラブが利用できます。

募集要項をご確認のうえ、申請期間内に申請ください。

申請期間 令和6年12月16日（月）から

令和7年1月31日（金）まで

※申請期間後の申請は、いかなる理由でもすべて待機リストへの登録となります。定員に空きのあるクラブのみ個別でご連絡します。

【※申込みにあたって以下の内容を必ずご確認ください※】

・定員を超える申請があった場合

児童の健全な発達や生活面の自立を促すことを考慮し、下学年の利用を優先させていただく場合があります。（特別な事情がある場合はご相談ください。）

・学区外就学の場合

認可基準の第5号に該当する場合は、原則、平日の児童クラブの利用はできません。（認可基準第5号の「下校後の面倒をみる人がいない場合、祖父母等の住んでいる学区の学校へ通うことができる」という要件と、児童クラブの利用要件が相反するため）特別な事情がある場合はご相談ください。

・障がい等により特別な支援が必要な児童の利用について

児童に安全にご利用いただくために、以下の要件を満たす必要があります。

- ①介助者を伴わず、クラブでの集団生活を過ごすことができること。
- ②クラブへ、本人が自力または送迎車に乗車して通所できること。

・児童が安全に過ごすことが難しいと判断した場合

保護者の方と今後の利用について面談させていただく場合があります。

また、必要に応じて、学校や市の関係機関などに児童の様子を伺うことがあります。

周りに協力者がいない等、児童クラブが真に必要な方が利用できるよう、親族等に養育をお願いできる方は、ご配慮をお願いします。

1. 対象児童（以下の①～③の全てにあてはまる児童）

①佐渡市内の小学校に在学する児童。

②保護者及び18歳以上の同居親族（世帯分離を含む。以下「保護者等」という。）が次のいずれかの事由に該当することで、放課後や長期休業中の家庭において保育を受けられないことが認められる児童。

- ・保護者等が就労のため、家庭にいないこと。
- ・保護者等が病気、障害がある又は家庭内における病人の看護をしていること。また、災害等で家庭での保育ができない場合。
- ・保護者等が大学、専門学校等へ通学または技能訓練中であること。
- ・その他児童を保育できない特別の事由があること。（※）

※育児・就職活動中は、申請は可能ですが、クラブの利用は勤務開始日からとなります。

※新たに、産前（最大6週）産後（最大8週）期間のクラブ利用が可能となります。

③佐渡市の学童保育利用料を滞納していない世帯の児童。

2. 申請方法 佐渡市電子申請システム（e-TUMO）



（申請用二次元コード）

左の二次元コードから申請できます。

※上記による申請が難しい場合は、市役所窓口での申請書受付も可能です。（申請書類は、下記提出先にご用意しています。）

【提出先】佐渡市社会福祉部 子ども若者課、各支所・行政サービスセンター、在籍中の児童クラブ（今年度利用中の方のみ）へ直接持参 ※小学校では受付しません。

3. 児童クラブ一覧表

名 称	場 所	定員(概ね)
両津児童クラブ	両津湊 200 番地 1 両津小学校内	40 人
加茂児童クラブ	梅津 2341 番地 1 加茂小学校内	40 人
両津吉井児童クラブ	秋津 1255 番地 両津吉井小学校内	20 人
相川児童クラブ	相川下戸村 1 番地 1 相川小学校敷地内	30 人
七浦児童クラブ	稲鯨 1312 番地 七浦小学校内	20 人
高千児童クラブ	高千 1011 番地 1 たかち保育園内	10 人
金井児童クラブ （2棟）	千種丙 178 番地 1 金井小学校内 千種丙 202 番地 8 金井小学校隣接地内	80 人 40 人
佐和田児童クラブ	河原田本町 394 番地 佐渡中央会館内	120 人
新穂児童クラブ	新穂大野 907 番地 2 旧大野保育園内	40 人
真野児童クラブ	吉岡 1695 番地 真野小学校内	40 人
小木児童クラブ	小木町 950 番地 小木B & G海洋センター内	30 人
羽茂児童クラブ	羽茂本郷 550 番地 佐渡市役所羽茂支所 3 階	40 人
赤泊児童クラブ	赤泊 289 番地 赤泊小学校内	20 人

- ・長期休み、土曜日、学校代休日に関しては、学区にかかわらずどの児童クラブもご利用いただけます。ただし、送迎は保護者の責任でお願いします。
なお、定員の都合上、ご希望の児童クラブを利用できない場合がありますのでご了承ください。
- ・金井児童クラブは2棟ありますが、書類審査後に振り分けをし、入会許可書にてどちらのクラブになるかをお知らせします。（原則学年で分けます。調整により、兄弟姉妹が別々になる場合があります。）

※以下の学校については、それぞれ送迎バスを運行しています。（平日のみ）

- ・両津児童クラブ行：河崎小学校
- ・佐和田児童クラブ行：二宮、八幡小学校
- ・新穂児童クラブ行：新穂、行谷小学校
- ・赤泊児童クラブ行：松ヶ崎小学校
- ・高千児童クラブ行：高千小学校

4. 申請書類

①入会申請書（※窓口で申請する方のみ）

②入会理由により下表の書類

入会理由	添付書類等	
	保護者	18歳以上の同居親族（世帯分離含む）
就労	就労証明書（保護者各1枚ずつ）	就労状況等申出書（1人1枚ずつ）
病気・災害	病気（看護等）・災害申請書 医師の診断書	提出書類なし 入会申請書の「家族の状況」欄に理由を記入してください。
産前産後	就労証明書または、母子手帳の写し（出産予定、出生日がわかるもの）	
育休	就労証明書（特記事項欄に休暇期間を記載）	
就職活動中	就職活動報告書	
就学または技能訓練中	在学証明書、時間割のわかるもの	

※記入例を参考にご記入ください。

※兄弟姉妹を同時に申請する場合、添付書類は一枚で結構です。

5. 開設日と開設時間（利用許可の出ている区分のみ利用できます。）

開設日	開設時間
平日 ※祝日除く (始業式などの式典日を含む)	授業終了後から午後7時まで
土曜日 (土曜勤務がある場合のみ利用可)	午前7時30分から午後7時まで (予約がない場合、午前7時30分から午前9時30分までに来所すれば利用可。利用者がいない場合は9時30分閉所)
長期休み（春、夏、冬休み）	午前7時30分から午後7時まで

6. 閉所日

- ・日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）
- ・お盆期間中（8月13日～8月16日）
- ・天災、悪天候、感染症等により学校が臨時休校になった場合

7. 利用料（令和7年度）利用日数に応じて算定されます。

1ヶ月の利用日数	利用料（月額）
1日～9日まで	1,000円
10日～19日まで	2,000円
20日以上	3,000円

- ・夏季休業期間は1,000円が加算されます。
- ・利用料は改定される場合があります。
- ・生活保護世帯、ひとり親世帯等は減免制度があります。（毎年度減免申請が必要です。）
- ・同一世帯で同月に利用した場合は、2人目は半額、3人目は無料とします。

8. 登録・保険料

登録・保険料	1,000円（年額）	※生活保護世帯のみ減免制度あり
--------	------------	-----------------

- ・登録・保険料については、利用の有無や開始月にかかわらず、登録時に負担していただきます。
- ・年度途中に退会した場合でも、返金はありません。

9. 登録・保険料及び利用料の納付方法

- ・口座振替での納付となります。事前に金融機関でお手続きください。
(継続利用の場合で、前年度に口座振替となっている場合は手続き不要です。)

お問い合わせ：佐渡市 社会福祉部
子ども若者課 子育て支援係（☎ 0259-63-3126）